

四條畷市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

雇用の確保と労働行政の充実を図ることは、地域経済の活性化や市民生活の安定を図るうえで重要と考えております。現在、国の制度を利用した大阪府ふるさと再生基金事業・緊急雇用創出基金事業や就労支援相談事業に取り組んでおります。今後とも大阪府や大阪労働局等の関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、国の緊急雇用対策事業として、離職して居住を失った者等に対して住宅手当を支給する住宅手当緊急特別措置事業に取り組んでおり、今後とも国の制度を利用した事業の拡充を図り再就職支援等のセーフティネットについて充実してまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

若年層をはじめとする就職困難者の就労支援事業については、社会的弱者の方々を支援するうえで重要な施策だと考えております。今後とも大阪府や市町村就労支援事業推進協議会等と連携して、就労支援相談事業の充実・強化に努めてまいります。

また、解雇等による住居喪失を余儀なくされた方に対する就職安定資金制度や住宅手当緊急特別措置事業について、ハローワークと連携して取り組んでまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

大阪府最低賃金や新たに施行された法令等について、広報誌やホームページに掲載するとともに、ポスターやパンフレット等を利用し周知・啓発を行っております。企業等への周知・啓発につきましては商工会と連携を図りながら行ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

現在、直接人件費に係る委託業務(清掃業務)のみ最低制限価格を設け、最低賃金を下回らないような請負金額の設定をしております。契約した業者において誓約書等を取り交わしてまいります。また、今後清掃業務だけにとどまらず、人件費が直接影響する委託等につきましては、最低賃金の誓約書等を交わしていく考えてございます。

公契約条例制定につきましては、大阪府及び他市状況の考えも踏まえながら検討してまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、男女共同参画社会の形成に向けて、男女の性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざすうえでも重要な施策と考えております。今後とも仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境づくりについて、大阪府等関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビ

ジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市の特性を活かした商品開発の取り組みとして、商工会が地域活性化のため取り組んでいる地域ブランドの推進に努めているところですが、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用は産業の活性化に重要な施策と考えており、今後とも商工会をはじめ関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

企業誘致につきましては、雇用の拡大や長期的かつ安定的な税収の確保を図るうえで有効な施策と考えております。今後とも、大阪府や近隣各市と連携を図りながら、取り組んでまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

官公需発注におきましては、透明性の向上と公正な競争を確保することを条件として発注計画に沿った入札を行っております。発注件数が減少する中で中小地場企業への発注を基本として取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市は中小企業が多く、建設工事の発注に関しましては市内中小企業に直接発注を行っております。

公共工事や委託業務において、下請代金の遅延や不払いによる契約上のトラブルは聞いておりません。下請二法やガイドラインにつきましては、府下契約会議等で業者に対する講習会等の要望をしてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

現在、本市では「夢と希望が輝く活力都市 四條畷」を将来像とし、計画の中では5つの基本理念のもと、6つの分野目標を具体的に掲げた「第5次四條畷市総合計画」を住民と協働で策定するとともに、進捗状況の管理等についても住民とともに実施することにより、住民・行政協働のもと、計画の推進に取り組んでおります。今後も目標とする市の将来像の実現に向け、住民と協働で進めてまいり所存です。

また、柔軟で持続可能な行財政構造の確立に向け、平成19年3月に策定した「行財政改革プラン(5ヶ年計画)」に掲げる117項目の改革に取り組んでいるところでございます。

情報公開につきましては、これまでも広報誌やホームページに掲載するほか、市役所情報コーナー及び図書館行政資料コーナーにおいて予算書・決算書をはじめ各種計画書・報告書などを閲覧に供するなど、市民への提供及び対応に努めております。また、市議会の議案書につきましては、議会の招集と同時に図書館に送付し、閲覧に供しております。さらに審議会等の会議を原則公開とし、ホームページに開催日時等を事前公表しております。

今後とも市政情報公開を推進してまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市においては、本市のまちづくりの指針である「第5次四條畷市総合計画」の推進に向け、市民で構成する第5次四條畷市総合計画進捗状況等検討委員会において当該計画の進捗状況の把握及びその状況を踏まえた意見・提言をいただいております。これを各施策に反映させる取り組みを行っているところです。

また、市民と行政協働のまちづくりをさらに推進する観点から、平成21年8月に「四條畷市みんなで作る協働のまちづくり指針」を策定し、住民と行政の真のパートナーシップ構築に向け新たな取り組みを始めたところであり、これらの取り組みを推進するなかで、本市に即した市民と行政との協働のまちづくりを構築してまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるに

あたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、まず、理想的な権限移譲は、基礎自治体である市町村側が市民の利便性や行政の効率性等の向上を図るため、都道府県に申し入れるものと考えています。

そうした視点で、地方分権の推進に向けた大阪府からの権限移譲に対する本市の基本的なスタンスとしましては、確かに財政的な措置や人的な支援が担保されるかは重要な要素の一つではありますが、まずは、権限移譲を行うことでいかに住民サービスの向上に寄与するかが最も重要な要素であると考えています。また、こうしたことを踏まえれば、事務権限の移譲を検討するにあたり、地域特性や行政サービスの変化に対する影響等を考慮する必要が生じます。

加えて、大阪府と市町村の関係にかかわらず、行政運営の効率化を推進していくには各主体において類似的な業務についても把握・分析しなければならないことから、事務権限の移譲に際してはご要望の趣旨を念頭に進めていきたいと考えております。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実強化に関しては、大阪府市長会を通じ、国に対する重点要望項目として、さらなる税源移譲や地方交付税の財源確保などについて要望しておりますが、その実現に向け今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。また大阪府に対しては、国に対する要望とあわせ同項目について国に強く働きかけるよう要望しております。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市においては、本市におけるまちづくりの指針である「第5次四條畷市総合計画」の推進に

向け、毎年その実施計画にもあたる施策評価調書を作成し指標による目標達成状況を把握するとともに、各事務事業の優先順位付けを行う等、マネジメント・サイクルに基づいた行政評価に取り組んでいます。

また、市民で構成する第5次四條畷市総合計画進捗状況等検討委員会において当該計画の進捗状況の把握及びその状況を踏まえた意見・提言をいただいております、これを各施策に反映させる取り組みを行っているところです。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

二次医療圏の体制整備につきましては広域での対応が必要であり、今後も北河内保険医療協議会等で検討を行い、北河内7市や大阪府・医師会・病院等と連携し、圏域としての体制整備に努めてまいります。

また医療従事者の職場環境の改善につきましては、市長会を通じ、国や府に対して、医師不足等の解消に向けた抜本的な対策を講じるとともに働きやすい環境づくりの整備について要望を行っておりますが、今後とも効果的な対策を講じるよう要望を続けてまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護保険につきましては守口・門真・四條畷の3市による「くすのき広域連合」にて実施されているところであり、事業者などに対する支援や助成の充実や福祉人材確保の強化につきましては、「くすのき広域連合」とともに国・府に要望してまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含め

たサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障がい者自立支援協議会等でサービス提供基盤の整備等について検討してまいります。また、ノーマライゼーションの理念の実現をめざし、利用者が必要なサービスを利用できるよう努めてまいります。今後とも必要に応じ、適切な利用者負担制度の確立に向け国・府に働きかけてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

中小企業においても、心の健康対策として予防・防止をする取り組みが必要と考えております。企業に対するセミナーや研修等について関係機関と連携し、啓発・支援に努めてまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

現在の子育て支援の取り組みにつきましては、平成16年3月に策定された「四條畷市次世代育成支援地域行動計画(なわて子どもプラン)」に基づき、待機児童の解消や保育サービスの充実、在宅子育て家庭への支援などを進めております。本年度中に、3月に実施しました子育て世帯へのニーズ調査の結果及び分析に基づき前期プランの見直しを行い、現在の地域の実情や保護者の潜在的なニーズに対応できるような「子どもプラン後期計画」を策定してまいります。

今後もさらなる子育て家庭への支援や仕事と子育ての両立支援推進のための取り組みを大阪府と連携し実施してまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

本市においては、地域の有志で結成された学校安全協議会が、「受付員」を全小学校の正門に配置し、校内の安全確保に努めております。今後も人による警備を続けることが最良であると考えており、府からの交付金廃止後も府との連携や動向を視野に入れながら、児童の安全確保の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生での35人学級編制については、小1プロブレムに見られるような小学校初期段階の学校への不適応に対するきめ細かな指導を実現させる有効な手立てとなっております。本市・大阪府ともに非常に有効な施策と位置付けており、来年度も継続されることを前提に現在学級編制を進めております。

また、少人数学級編制とは別に、学力向上等の施策として少人数指導を現在実施しております。少人数指導とは、各学級や学年に加配教員を配置し、分割指導を中心に20人前後の集団で授業をする指導方法です。加配教員の人数に応じて、小学校では主に小学校3・4・5・6年生の算数科・国語科、中学校では国語科・数学科・英語科の授業において実施しております。今後も大阪府の事業等を活用しながら、少人数指導の実施学年を広げていくとともに、少人数学級編制の拡充を大阪府へ要望してまいります。

子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、現在小学校においては工場・店舗・公共施設の見学や職業聞き取り学習、中学校においては職業体験学習やボランティア体験学習を行うなど、総合的な学習の時間などを活用することによりキャリア教育の一環として取り組んでおります。今後も子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育のより一層の充実に努めてまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

現在、生徒・保護者への公的な奨学金制度の周知徹底や活用を図っているところでございます。引き続き、就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の一層の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、大阪府から平成19・20年度に職員派遣を受け、平成21年度は府子ども家庭センターから後方支援も仰ぎ、市町村における相談体制の充実を図っております。

四條畷市要保護児童対策ネットワーク会議において、平成21年度は市民向けの研修会の実施や関係機関への研修会を増やすなど、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてまいりました。今後とも関係機関への周知や連携の強化、市民への啓発活動に努めてまいります。

これらの取り組みと併行し、養育支援が必要な家庭を訪問し助言や指導を行う養育支援訪問事業や、就園前の親子を対象にした在宅子育て支援など、虐待の未然予防に取り組んでまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市では2009年12月に「四條畷市男女共同参画推進計画」を策定しており、その中で「女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶」として女性に対する暴力防止の啓発、被害女性の相談・支援体制の整備を掲げ、計画に沿って実施してまいります。

また、「人権相談」といたしまして平日の10時から16時に相談窓口を開設し、さらに第2・第4週の木曜日にDVをはじめとする女性対象の「女性相談」を開設しています。

昨今急激に増大するDVに対応するため、庁内及び庁外の関係各機関とのネットワーク化を図りDVへの迅速な対応ができるよう検討してまいります。あわせて、DVの周知や啓発、相談窓口の周知を行うため、広報誌及び市ホームページでのお知らせや啓発ポスターの掲示などを実施してまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

5(6)のとおり、「四條畷市男女共同参画推進計画」を策定したことに伴い、今後はこの計画に沿って、市民・市教育関係者・市事業所とともに男女共同参画の推進に向けて取り組んでまいります。

また、関係機関と連携し計画に沿った事業の展開を図り、毎年男女共同参画審議会において進捗を審議し計画の遂行に努めてまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では「四條畷市地球温暖化対策実行委員会」を組織し、市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減や環境に配慮した事務事業の推進に努めているところです。道路交通網整備や公共交通機関の利用促進につきましては地球温暖化対策として有効な取り組みでありますので、引き続き各事業の推進に努めてまいります。

市民への啓発については広報・ホームページを通じて随時行っております。また環境家計簿講習会や環境問題をテーマとしたイベントなども開催しており、今後も内容の充実に努めてまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

ごみの分別や減量化については、広報・ホームページを通じて、また分別の仕方などを詳しく解説した冊子を全戸配布し市民に呼びかけているところですが、ごみ減量化の地域での取り組みをより進めるために3R推進委員を募集し講座を行いました。

また、リサイクル率の向上をめざした事業として、廃プラスチックの分別収集、廃木材のバイ

オエタノール原料供給、粗大ごみ中の可燃物の固形燃料原料供給等の取り組みを行っております。食料廃棄物については、コンポスト購入費補助を行い肥料化に努めているところです。今後も新しいリサイクル技術の動向を見据え、リサイクル率の向上を目標とした取り組みを進めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(一括回答)

(3) について、災害時用備蓄食糧品等については、毎月点検等を行い災害時に速やかに対応できるよう努めております。また、地域住民が参加した訓練については、本市及び自主防災組織ネットワーク会において推奨しており、各地区が自主的に避難誘導訓練や初期消火訓練などを実施しています。

避難場所については、小中学校を中心に市内16ヶ所（うち広域非難場所2ヶ所）を指定するとともに、広報板に誘導表示を行い直近の危険場所への誘導に努めております。なお、洪水対策等については、土石流危険渓流や河川等の巡視点検に努め、危険箇所の改修・補修を大阪府に要望してまいります。

災害時の指定避難場所である小・中学校の体育館の耐震化工事につきましては、平成20年度に全校（11校）が完了しております。なお、校舎の耐震化工事につきましても、平成22年度中に残る3校の耐震改修工事の実施を予定しており、計画どおり竣工すれば全校（11校）の耐震化が完了する見込みとなっております。

また、現在、民間建築物の耐震診断費用の一部を補助しており、今後とも普及啓発に努めてまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市では、各防犯支部によるパトロールや市民参加によるウォーキングパトロール（散歩時における見守り）活動を行い、犯罪の抑止と子どもの安全確保に取り組んでおります。

また、全小学校区において子どもの安全見守り隊を立ち上げ、子どもの登下校時の見守り活動を実施していただいています。あわせて、3つの小学校区では下校時に地域の方々による青色回転灯を使用しての車によるパトロールを実施しております。市教育委員会といたしましては、それらの活動を一層活性化させるため、大阪府の事業を活用して警察OBであるスクールガード・リーダーを定期的に各小学校区に派遣し、学校と地域をつないでいただくとともに、子どもの安全確保等についての指導・助言を学校長等に行っております。

さらには、各小学校では地域の有志により結成された学校安全協議会の会員が正門で受付員として配置され、授業時間中常駐し、学校内の安全確保に努めております。それにより学校と地域が一つとなって子どもを見守るという気運が高まっております。今後も、これらの取り組みの充実に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市においては、安心・安全な歩行者空間を整備するため、平成16年3月に「四條畷市交通バリアフリー基本構想」を策定し、平成17年度から事業を実施しております。また道路整備に関しては、市域を通過する第二京阪道路・国道163号線など地域幹線道路の整備促進とあわせ、「交通バリアフリー基本構想」に位置付けしております特定経路の整備を進めるとともに、歩道等の段差解消に努めてまいります。

また、公共交通網の整備に関しては、本市が運行主体である「四條畷市コミュニティバス」について、平成21年度に利用者の要望を踏まえた運行体系の見直しを行ったところです。なお、本市コミュニティバスを含む公共交通利用促進のPRにつきましては、本市広報紙やホームページを通じて行ってまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立す

るためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

（回答）

人権侵害救済法（仮称）の早期制定については、人権行政を推進していくうえで必要不可欠な重要課題と認識しております。今後も引き続き、市長会を通じて府や国への要望を行ってまいります。

また、近年問題となっているインターネット上の差別事象など差別形態も様々に多様化していることから、あらゆる手法での市民への啓発事業を展開してまいります。

（7）（平和発信機能の強化）

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

（回答）

従来から平和事業などを通じ市民啓発に努め、世界平和を希求するための取り組みを続けております。今後も「戦争は最大の人権侵害である」との考えのもと、平和の尊さ及び大切さの啓発活動を推進してまいります。